

小牧市自主防災会活動支援補助金交付要綱

〔 令和 7 年 4 月 1 日 〕
〔 6 小防第 1 6 8 1 号 〕

（通則）

第 1 条 小牧市自主防災会活動支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、市費補助金等の予算執行に関する規則（昭和 3 4 年小牧市規則第 3 号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 条 補助金は、市内の自主的な防災活動を推進するため、自主防災会（地域の防災活動を行うため地域住民が自主的に組織した団体をいう。以下同じ。）が行う防災資機材等の整備、地区防災訓練等に対して、必要な資金を補助することにより、市民の防災意識の高揚及び普及を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、地区防災訓練その他地域の防災に資する活動を行う自主防災会とする。

（補助対象事業、補助対象経費等）

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げるものとする。ただし、小学校区単位で補助対象事業の地区防災訓練等を行った場合に限る。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びその内容並びに補助限度額は、別表のとおりとする。

3 市は、予算の範囲内において、補助対象者に補助金を交付するものとする。

（交付の申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする自主防災会（以下「申請団体」という。）は、市長が指定する期日までに小牧市自主防災会活動支援補助金交付申請書（様式第 1）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（1）事業計画書・収支予算書（様式第 2）

（2）その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請については、同一の申請団体につき、一の年度につき 1 回に限る。

（交付決定の通知）

第 6 条 規則第 7 条に規定する補助金の交付決定の通知は、小牧市自主防災会活動支援補助金交付決定通知書（様式第 3。以下「決定通知書」という。）による。

（申請の取下げ）

第 7 条 規則第 8 条第 1 項に規定する申請の取下げをしようとするものは、決定通知書を受け取った日から起算して 15 日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 前項に定める期間内に申請の取下げがなかった場合は、申請団体には、補助事業を行う義務が発生するものとする。

（計画変更等）

第 8 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を廃止しようとするときは、速やかに小牧市自主防災会活動支援補助金事業計画変更等承認申請書（様式第 4）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、防災資機材等の更新等による型式の変更その他の軽微な変更については、この限りでない。

2 規則第 5 条から第 7 条までの規定は、前項の申請があった場合に準用する。この場合において、第 6 条中「小牧市自主防災会活動支援補助金等交付決定通知書（様式第 3）」とあるのは、「小牧市自主防災会活動支援補助金変更交付決定通知書（様式第 5）」と読み替えるものとする。

（実績報告）

第 9 条 補助事業者は、補助事業が終了したときは、小牧市自主防災会活動支援補助金実績報告書（様式第 6）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第 7）
- (2) 補助対象事業に係る領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（額の確定通知）

第 10 条 規則第 13 条に規定する補助金の額の確定の通知は、小牧市自主防災会活動支援補助金確定通知書（様式第 8。以下「確定通知書」という。）による。

（補助金の交付）

第 11 条 補助事業者は、確定通知書を受け取った日から起算して 20 日

以内に小牧市自主防災会活動支援補助金交付請求書（様式第9。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、その最終請求日は、翌年度の4月30日とする。

- 2 補助金は、請求書を受け取った日から起算して30日以内に交付するものとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき補助金の交付の決定を受けた者に係る補助金の交付等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

この要綱の施行の際現に改正前の小牧市自主防災会活動支援補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市自主防災会活動支援補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。